

# ARTICLE

## 生涯学習社会における社会教育の役割 —生涯学習社会の中で社会教育は埋没するのか—

東京家政大学教授 山本和人

はじめに

生涯学習社会実現への取り組みは、社会教育関係者の努力と実践から始まった。そして、従来の学校教育に代わる新たな教育の原理として、学歴社会の弊害の是正を目指して、日本社会に迎えられた。

学校教育関係者以上に、社会教育関係者が生涯学習の取り組みに関心をもち、実際上の牽引力となってきたのは、ただ社会教育が柔軟な教育領域であったためだけではない。そこには、社会教育の実態として見られる取り組みや活動が、生涯教育の考えに内包されていたからでもある。幼少年期から高齢期にいたる生涯のいつでも、誰でも、

社会のさまざまなか所で(どこでも)、

どのような内容の学習についても、さまざまな形態で、日本社会には学習を可能にする土壌があつたといつてよい。それはまさに、社会教育関係者の努力で築いてきた成果であつた。しかし、生涯教育・生涯学習のわかりやすさと普及を急いだための、「いままで社会教育といつていたものを、これからは生涯学習というそうだ」という表現は、生涯学習のとらえ方がある意味で「矮小化」し、とらえ方を一面化してきたといえるであろう。こうして、「生涯学習」というときに社会教育がもつていた重要な側面を見逃すことになったのではないかと思われる。

社会教育とは何か

「社会教育」という用語自体は、研究者の数だけ存在するといわれるほど、多様にとらえられてきたのも事実である。また、「社会教育」は、現代日本社会のあり方を大きく分けた第二次世界大戦前から存在した。だが、戦後から今日につながる社会教育のとらえ方は、昭和24年に成立した社会教育法に現れている。今、平成18年に新たに成立した教育基本法の改正を受け、社会教育関係の法律の見直しが進む中で、全体はまだ見えていない。とりあえず、社会教育の意味や意義を考える上で、社会教育法における社会教育の概念が役に立つのではないだろうか。

わが国独自の用語でもある「社会教育」は、国の法制上においてもその定義が必ずしも明確なものではないといわれる<sup>1)</sup>。しかし、社会教育の活動と考え方は社会に受け入れられ、生涯学習を牽引してきた。加えて、社会教育法も改正され続けてはいるが、法律上の社会教育の定義が変更されたことはない。第2条には、「この法律で『社会教育』とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう」とある。これが一応の定義である。

また、第3条に、国及び地方公共団体の任務として、法律・法令に基づいて、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の複製・頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実的生活中に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」としている。このことからすれば、社会に存在する取り組みである社会教育は、

奨励されなければならないものでもあり、さらに、その2項には、「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」となっている。学校教育や家庭教育との連携や配慮をすべきものでもある。

そして、新教育基本法では、第12条に、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と、社会教育について条文化されている。

右記の法規程からだけで十分な検討ができるわけではないが、原則や基本となる点での検討は可能なように思われる。新教育基本法からすれば、社会教育は奨励、振興されなければならない。

さらに留意すべきこととして、第二

次世界大戦後の社会教育の歴史にあつて、時代を分けたといえる昭和46年に出された社会教育審議会答申「急激な社会の構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、社会教育の意義について次のように述べる。「社会教育の範囲を広くとらえるといつても、いつさいの学習活動が、即社会教育であるということではない。社会教育の概念には、ひとびとの学習意欲や学習活動とそれらを教育的に高めようとする作用との相互関係が内在することを忘れてはならない」とある。社会教育もその活動のあり方や教育・学習内容や項目として取り扱う範囲は、生涯学習と同じくらい広いが、社会教育と生涯学習は同じではないのである。

### 教育と学習、そして、社会教育の効果

教育とは、広義には、「個人に他から意図的に働きかけて、社会生活に必要な能力や資質を発達させる営みである。教育の対象は未成年だけでなく成人も含む」<sup>2)</sup>とされる。教育である限り、ひとりひとりに対し、意図的な「他からの働きかけ」が必要である。また、生涯学習の領域においては、学習は、

「意図的な行動のもとで生じる生活意識や行動様式の継続的・増加的変容プロセス」<sup>3</sup>と定義される。学習者の「意図的」な行動が重要視される。

社会教育は教育のひとつの領域であり、個人に対して何らかの変化を期待した営みである。では、どのようなことが目指されて社会教育が行われるといえるのだろうか。

社会教育の主要な効果（役割）を、かつて大きく分類した図4がある。それをもとに検討してみたい。それは、社会教育の役割と効果とは理念的には表裏一体の関係であることから、社会教育が持っているさまざまな役割を整理・分類しようとしたものである。①直接的と間接的、②個人・集団・地域・国といった機能するレベル、③学習効果と行政効果の、3つの軸で分けてある。たとえば、直接的な個人の学習効果としては、「職業生活、家庭生活、日常生活、余暇生活、社会生活上の知識、技術、教養、健康、体力、態度、行動の獲得、保持、向上（学習者自身の要求、社会の要請）」であり、また、間接的な地域社会の行政効果としては、「地域文化の向上、地域社会の形成、維

持、発展、組織化」があげられる。社会教育が「教育」である限り、学習者のために、学習者が変容する何かを目指して、行われるものといえよう。そして、学習者は自らに必要とするもの、社会が要請するものを選んで「学習」しているのである。

### 生涯学習社会のとりえ方

生涯学習のとりえ方や生涯学習社会のイメージは、社会教育審議会が生涯教育の必要性を感知し、中央教育審議会が必要性を説き、臨時教育審議会が社会の方向を決定し、生涯学習審議会が基盤整備の考えを具体化してくる中で、次第に明らかになり今日に至っている。そして、先に見たように、新教育基本法にも「生涯学習の理念」が明文化された。

これまでいくつもの答申で、生涯学習を推進する際に留意すべき点があげられてきた。よく知られているように、①生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意欲に基づいて行うことを基本とする、②必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生

涯を通じて行うものであること、③学校や社会の中で意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること、の3点である。

では、本稿で問題とする「生涯学習社会」とは、どのような社会なのであろうか。新教育基本法では、「生涯学習の理念」として、第3条には次のように述べられている。「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と。これは生涯学習の理念がどのようなものであるかと同時に、目指すべき生涯学習社会を示しているといえよう。条文に見られるとおり、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ」るだけでなく、「その成果を適切に生かすことのできる社会」が、生涯学習社会である。

生涯学習の一部としての学校教育に

おける成果は、評価はきちんとしてきていて、社会教育における生涯学習の評価はどうであろうか。「ポートフォリオ」や「生涯学習パスポート」など5、生涯学習による学習成果の評価が問題になり研究されてきているが、地域における社会教育場面での評価はまだ十分になされていないわけではないし、成果の活用も十分になされていないわけではない。社会教育では伝統的に、「自発的であること」を特色とする、しかもおとなの学習を、評価することは適当ではない」という主張がなされてきた。しかし、学んだ成果が適切に評価される社会では、社会教育の分野における学習成果はもっと評価される必要があるといえよう。

### 地域の社会教育と学校教育・家庭教育との連携

新教育基本法でも、社会教育と学校教育及び家庭教育との連携が強調されている。第13条では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」とある。ここでは「地

域住民」と表現され、地域における社会教育（狭義）が取り上げられる。「その他の関係者」という中には、社会における教育（広義の社会教育）の関係者がふくまれるであろうし、連携・協力しなければならぬとされている。

学歴社会の弊害の是正から始まった生涯学習ではあるが、現実には、社会教育とのかかわりが強く、学校教育とのかかわりが弱かったといえるであろう。社会教育の指導者の中には学校関係者が多くいるにもかかわらず、学校教育における生涯学習の実現には、時間がかかった。しかし、今日、学校教育と社会教育との連携協力や学社融合（広義・狭義があるが）については、生涯学習推進の役割についての理解とともに、浸透してきている。そこで、ここでは、社会教育と家庭教育との連携・協力の問題について検討したい。

従来から、学校教育の前提には家庭教育があり、そこがしっかりとしなければ学校教育はできないとされ、連携・協力が求められてきた。また、学社連携・学社融合の実践も進められてきた。一方、社会教育と家庭教育の連携は、昔から、「三割社会教育」ということは

があつたように、「地域社会の住民の三割程度しか、社会教育に関心を示さない、社会教育の場に参加しない」ともいわれてきた。ここに来て、家庭教育の重要性がかなり声高くいわれるようになってきたが、その背景として、育児放棄や家庭内暴力、家庭内での犯罪等が増えるなど、「家庭がそもそも成り立たなくなってきた」ことが指摘されている。同時に、社会教育が家庭教育を支援しなければならぬことも指摘される。

振り返って考えてみると、三者の関係はどのようになっていたのであるか。学校は家庭教育がうまくいっていないから難しいといい、家庭は地域（社会教育）の支えがないから難しいという。たしかに、学校教育は家庭教育と地域における教育の協力がないと難しいであろう。家庭もまた、地域の支えがないと難しいというが、果たしてそうなのであるか。よく知られるように、民俗学的な研究における子育ての習俗では、「捨て子・拾い親」や「契約親・契約子」の習慣は、地域社会に見られた<sup>6</sup>。この習慣が伝える家庭と地域との関係は、地域があつての家

なのか、家庭があつての地域なのかは判断は難しい。一見、地域が家庭を支えてきたようであるが、もともととは、家庭が地域を支えてきたのではないだろうか。ここにきて一時に地域社会が崩壊したわけではない。地域を支えていた家庭が徐々に崩壊し、地域とまったくかわりを持たなくなってしまうために、教育的作用の機能・役割も崩壊してきたのではないだろうか。家庭教育の「崩壊」が先にはない、地域社会の教育も「崩壊」したのではないかと思うのである。家庭があつての地域であり、単身赴任や生活時間のすれ違いなど、「家庭生活」自体が成り立たなくなるなかで、「家庭教育」が成り立たなくなったのは今に始まったことではないと考えるべきではないだろうか。

### 広義の社会教育とのかかわり

社会はその複雑化に対応して、連続型社会化の社会から不連続型社会化の社会へ変化してきた<sup>7</sup>。学校教育の誕生である。だがそれも、激しく変動する社会の中では、「社会化」が機能し難くなってきた。それゆえ生涯学習のアイデアが出現した訳である。そのひ

とつとして、「リカレント教育論」が提案されもした。科学技術の急速な進歩は、やがて来るであろう「知識社会」の準備を必要とする。働き方、生き方も大きく変化する。生涯学習社会はそうした方向を向いているといえるであろう。だからこそ、生涯学習なのである。

新教育基本法の第12条にある、「社会において行われる教育」を社会教育ととらえるならば、それは地域における社会教育に限定されない。広く社会に存在する学校教育以外の教育を社会教育ととらえられることになる。

学校は職業的の社会化や職業的の社会配分装置として機能してきたがために、学歴社会の弊害を生んだ。知識・技術は仕事と結びつく。基礎的な知識・技術をもつばら教える機関が学校であるが、応用を目指したり、現実的な知識・技術の習得など、今日の産業社会では、「企業」や「職場」で身につけるものになっている。こうした教育・学習を評価していく必要がある。知識社会を迎える準備をしておかなければならない。

### おわりに

原稿のタイトルを頂いたとき、むかしのある新聞広告を思い出した。「なくなるの？」という問いかけに、「答えはノーです！」というものであった。だが、現実には、限りなくイエスに近い結果であった。

だが今ここに出された、「生涯学習社会の中で社会教育は埋没するのか」という問いかけは、その場合とは異なる。私たちの生活範囲・領域が拡大しても、何らかの程度において地域とかわり存在する。地域からまったく離れることはない。地域の社会教育は、学校教育との連携・協力を図りながら進められることになろうし、家庭教育の建て直しに大きく貢献しなければならぬ。社会教育の場における学習の成果も評価される必要があるし、さらに、社会において行われる教育（広義の社会教育）は、これまで以上に強調される必要がある。これが埋没することになるのかどうかは、明らかな気がする。

参考文献

- 1 伊藤俊夫執筆・編集代表『生涯学習概論』文芸堂 2007年 34頁
- 2 日本教育社会学会編集『新教育社会学事典』東洋館出版社 1986年 149頁
- 3 伊藤俊夫編『生涯学習の支援』実務教育出版 1995年 95頁
- 4 伊藤俊夫他編『新社会教育事典』第一法規 1983年 5頁
- 5 生涯学習審議会『学習の成果を幅広く行かす生涯学習の成果を生かすための方策について(答申)』平成11年6月9日
- 6 [http://www.kochinet.ed.jp/ko-rinri/pdf\\_data/zyou.pdf](http://www.kochinet.ed.jp/ko-rinri/pdf_data/zyou.pdf) 2008.02.01
- 7 伊藤俊夫編『生涯学習の支援』実務教育出版 1995年 5頁

Personal Data

山本 和人 (やまもと かずひと)

東京家政大学文学部教授・大学院文学研究科教授

1951年8月、新潟県柿崎町(現在の中越市)に生まれる。埼玉大学教育学部卒業、東京教育大学大学院修士課程修了、筑波大学大学院博士課程単位取得退学。

(略歴) 金沢大学・大学教育開放センター助手、東京家政大学文学部講師・助教授を経て、1997年より現職。日本生涯教育学会第13期会長を務める。現在、埼玉県社会教育委員会議長、東京家政大学・東京家政大学短期大学部図書館長。

<専門分野>教育学、社会教育学、生涯学習学

<主な著書>『生涯学習概論』『生涯学習の支援』ほか。



ホスピタリティ・トレーニング研究会/編著

# ホスピタリティをみかく本

「ホスピタリティ」って、いったい何?  
ホスピタリティって、何をやるの?  
もうちょっと「ホスピタリティ」を深く知りたい  
じゃあ、どうやってつくるの? 「ホスピタリティ」  
ホスピタリティで組織をつくる  
ホスピタリティは、だれでもできる!

## みかく本

実践事例から学んで  
心をついて実践する

「ここ」のよさを伝える  
自分を知る、相手を知る  
自分自身を磨く

実践力をトレーニングする

プログラムの組み立て方

◎ 遊戯社

教育、福祉関係、看護、介護の仕事、をされている方、レクリエーション活動を指導されている方、もっと心豊かな人間になりたい、素敵な人間関係をつくりたいと思っっているすべての方にお奨めします!

BOOK SELECTION

## ホスピタリティをみかく本

ホスピタリティ・トレーニング研究会/編著

● A5判 186頁 定価1680円 (本体1600円)

理論編

第I章 ホスピタリティを Let' Check!  
第II章 「ホスピタリティ」って、いったい何?  
第III章 ホスピタリティって何に効く?  
第IV章 もうちょっと「ホスピタリティ」を深く知りたい  
第V章 じゃあ、どうやってつくるの? 「ホスピタリティ」  
第VI章 ホスピタリティで組織をつくる  
第VII章 ホスピタリティは、だれでもできる!

実技編: 5章にわけて42例(絵入り)を紹介。

TEL 03-3941-6005  
FAX 03-3941-1378

遊戯社

〒112-0012  
東京都文京区大塚3-14-7